

国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎規程第8条に定める禁止事項等について

令和2年12月16日 学長裁定

国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎(以下「借上宿舎」という。)に入居する者は、借上宿舎の施設、設備、備品等を正常な状態に保全することに留意し、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 居室の全部又は一部を転貸してはならない。
- 2 居室の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えを行ってはならない。また、借上宿舎の敷地内に工作物の設置を行ってはならない。
- 3 居室の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 爆弾性、発火性、殺傷力を有する危険な物品等を製造又は保持すること。
 - (2) 大型の金庫、その他の重量の大きな物品(ピアノ等)を搬入又は備え付けること。
 - (3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - (4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと、並びに夜間における宴会や大声の会話等による騒音で、他の居室や付近の住民の安息を著しく妨げること。
 - (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物並びに鳥獣類及び犬、猫等の動物を飼育すること及び預かること。
 - (6) 居室を含む建物及び敷地内の工作物等を故意に損傷すること。
 - (7) 共同生活の秩序を乱す行為(喧嘩、騒音の発生、夜間の麻雀、集会、覗き行為、野蛮な行為、飲酒狂乱、その他これに準ずる行為)及び反社会的な行為を行うこと。
 - (8) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
 - (9) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
 - (10) 団体的な行動又は交渉をすること。
 - (11) 入居者以外の者を居住させることや、長期にわたり宿泊させること。
 - (12) 入居者本人は元より訪問者においても、未成年者の喫煙や飲酒、違法薬物の使用等、法律で禁止されている行為を居室で行うこと又は行わせること。
- 4 居室の使用に当たり、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、国際交流課に連絡しなければならない。
 - (1) 1ヶ月以上継続して居室を留守にするとき【事前連絡が必要】
 - (2) 居室(備品等を含む)が損傷したとき【直ちに連絡が必要】又は損傷するおそれが生じたとき【速やかな連絡が必要】